災害時におけるペット同行避難に関する ガイドライン





令和7年9月改訂版 逗子市

目 次

はじめに	P 2
避難所におけるペットの基本的な考え方	Р3
1 飼い主の人へ (1) 平常時に備えておくこと・・・・・・・・・・ ① ペット用備蓄品の用意 ② しつけと健康管理	Р4
 ③ ペットの迷子対策 ④ 避難所の確認、一時預け先の確保 ⑤ 風水害、土砂災害等への備え (2) 災害が発生した時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Р9
2 避難所での生活 (1) 同行避難者への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P11
② ペット受け入れの指定スペース(2) 飼い主の行動と責任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P12
3 災害時のペット支援体制	
	P 14 P 14 P 14

【災害とペットについて】

災害は、ある日突然起こります。これまでの平穏な生活が奪われ、経験 したことのない不便で不安な生活が始まります。

被災することがどのようなことなのか、どのような問題が発生するのか、 経験のない多くの人には、具体的に想像するのは難しいことです。

これまでの災害では、災害時にペットが怪我を負った、行方不明になった、ペット受け入れ可能な避難所がわからなかった等の問題のほかに、避難先では人の支援物資はあるがペットに関する物資はなかった、救援物資のペットフードを食べなくて困った、ペットの犬が吠えたり、糞の放置や毛の飛散などが原因で他の避難者とトラブルになった、犬がケージに慣れていないためストレスで衰弱した、予防接種をしていない犬がいたため感染症が心配であったなどの多くの問題が実際に発生しています。

【ペットの災害対策】

現在、逗子市内では、約3,300頭の犬が登録され、ほぼ同数の猫のほかに 鳥や小動物等の多数のペットが飼育されていることが想定されます。

ペットを家族の一員として共に暮らす人が増えている今、災害時に飼い 主とペットが共に同じ避難所に避難する「同行避難」は、重要な課題です。 避難所は、多くの被災者が避難する共同生活の場であり、動物を苦手と する人、動物アレルギーなどの理由で動物と一緒にいられない人がいるこ とを考慮し、避難所の実情に応じたペット対策が必要です。

本ガイドラインは、動物愛護の観点と円滑な避難所生活のため、避難所と飼い主のそれぞれにおける「平常時からの備え」及び「災害発生時の対応」について、標準的な対策を記載しました。

市民の皆様に、ペット同行避難と避難所におけるペットの飼育について、ご理解とご協力をいただければ幸いです。

飼い主とペットの災害対策早見表			
例の主とベクトの炎音が泉十元衣			
① ペット用備蓄品の用意・・・・・・・ P4			
② しつけと健康管理・・・・・・・P5			
平常時 ③ ペットの迷子対策・・・・・・・・P6			
④ 避難所の確認、一時預け先の確保・・・・P7			
⑤ 風水害、土砂災害への備え・・・・・・P8			
災害が発生した時の対応① 安全の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
災害時② ペット同行避難の判断と準備・・・・・・P9③ ペットとの同行避難・・・・・・・P10			

ペットの定義

本ガイドラインでのペットとは、犬や猫、その他の小動物(うさぎ等の小型の哺乳類と鳥類及び爬虫類)を意味します。したがって、牛や馬などの大型の哺乳類や魚類・昆虫などはペットの対象ではありません。

また、人に危害を加える恐れのある動物や特別な管理が必要な動物については、受け入れできません。

避難所におけるペットの基本的な考え方

● 同行避難の定義

- □ 災害の際に、飼い主がペットと一緒に避難所まで避難することです。 飼い主とペットが同じスペースで生活することを意味するものではあ りません。
- □ 同行避難ができない場合
 - ・ペットの定義(上記)に該当しない生物
 - ・普段から家庭で飼育していない動物(野良犬・野良猫等)
 - ・人獣への感染症がある、寄生虫が駆除されていない動物
 - ・狂犬病予防注射を接種していない犬
 - ・飼い主が制御できず、人に危害を加える恐れのある動物
 - ・リードと飼育ケージを持参しておらず、放し飼いにする場合

② 同行避難を原則とする理由

- □ ペットと飼い主が離れ離れになってしまい、ペットが怪我したり、 衰弱してしまうことを防止するため(動物愛護の観点)
- □ 逃走して野生化したペットが繁殖してしまったり、糞尿により居住 環境が悪化したりすることを防止するため(公衆衛生の観点)
- □ ペットを連れて避難することをためらったことによる被災、ペット のために家に戻ったための二次災害を防止するため(避難行動促進)

身体障害者補助犬法に基づいた対応

補助犬はペットではなく、障がいのある人のパートナーです。補助犬は3種類(盲導犬:目が不自由な人に対応、聴導犬:耳が不自由な人に対応、介助犬:手足が不自由な人に対応)あり、障がいのある人の社会参加を助けるために特別な訓練を受けた犬で、さまざまな場所で受け入れるよう法律で義務付けられています。避難所でも、障がいのある人(補助犬の使用者)と同じスペースで一緒に過ごします。

ただし、この場合であっても、避難所へ避難している人の中で、動物アレルギーのある人等への配慮のため、避難所のスペースの空き状況に応じて、別室や衝立で区切る等の対応をします。

1 飼い主の人へ

(1) 平常時に備えておくこと

まず、飼い主自身が無事であり、共に避難するペットを守るため、安全を確保してください。人とペットが安全に避難し、共同生活を営む避難所で、周りの人に迷惑をかけずに済むためには、日頃からの心構えと備えが必要です。

① ペット用備蓄品の用意

避難所では、ペットフードやペットシート等の備えはありません。特にペット用の物資は、届くまでに時間がかかり、飼っているペットに合った物資が手に入るとは限りません。

備蓄物資は少なくとも5日分(7日分以上が望ましい)は用意し、優先順位を付けて避難が必要な場合には、すぐに持ち出せるようにしておきましょう。

ペット用の備蓄品と持ち出す優先順位の一例

優先順位1

(命や健康にかかわるもの)

- □病気等の場合は薬、療養食
- □餌、水(5日分以上)
 - (7日分以上が望ましい)
- □ケージ、キャリーバッグ
- □予備の首輪・リード (伸縮しないもの)
- □トイレ用品

(ペットシーツ、使い慣れたトイレ砂、防臭ビニール袋など)

□使い慣れた食器

優先順位2

(情報)飼い主携行

- □飼い主の連絡先カード (飼い主以外の緊急連絡先、 預かり先等の情報を含む)
- □ペットの写真(飼い主)
- (携帯電話の画像データ) □マイクロチップ登録番号
- □ 健康状態
- ワクチン接種状況、既往症、投薬中の薬、検査等の結果
- 口かかりつけの動物病院

優先順位3 (ペット用品等)

□タオル、ブラシ、ウェットティッシュ(目や耳の掃除等使用)、ビニール袋(排せつ物の処理等)、お気に入りのおもちゃ、洗濯ネット(猫の場合、屋外診療・保護の際に有用)、ガムテープ、油性ペン(表示用)等



② しつけと健康管理

・避難所では、多くの人やペットが集まるため、慣れていないペットにはストレスとなることがあります。普段から積極的に人と触れ合わせ、様々な音や物に慣らしておくことが望ましく、むやみに吠えたり、人に危害を加えたりしないように日頃からしておくことや、大人しくケージに入れるように日頃から慣らしておくことも大事です。

・ペットの健康状態に注意し、予防接種やノミなどの寄生虫の 駆除をしっかりと行い、避難所での人獣共通の感染症を防止し ましょう。※狂犬病予防注射未接種の犬は、受け入れできません。

・寄生虫の予防について(犬猫の場合) フィラリア予防薬は毎月1回の投与を推奨。 ノミ・マダニは人にも寄生しアレルギーを おこしたり、重篤な感染症をうつす可能性が あるので、定期的に駆虫薬を投与しましょう。 また、1年に1回の便検査により消化管に 寄生虫がいたら駆除しましょう。



避難所生活に備えたしつけ、準備の一例

【犬の場合】

- ・「おいで」「待て」「お座り」「伏せ」などの基本的なしつけ
- ・ケージの中で落ち着いて過ごせる。
- ・不必要に吠えない。
- ・人や他の動物を怖がったり、攻撃的になったりしない。
- ・決められた場所で排せつができる。
- ・様々な音や物に慣らしておく。
- ・狂犬病予防注射と各種ワクチン接種、寄生虫の予防・駆除
- ・不妊・去勢手術の実施
- ・シャンプーやトリミングで体を清潔に保つ

【猫の場合】

- ・ケージの中で落ち着いて過ごせる。
- ・人や他の動物を怖がらない。
- ・決められた場所で排せつができる。
- ・様々な音や物に慣らしておく。
- ・各種ワクチン接種、寄生虫の予防・駆除
- ・不妊・去勢手術の実施
- ・定期的なブラッシング

【その他の小動物の場合】

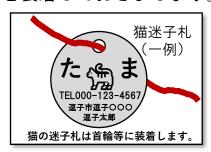
・避難生活における健康・飼育環境の維持等の飼い主の対策

③ ペットの迷子対策

・ペットの身元表示

災害時の混乱の中では、ペットと離れ離れになってしまうことがあります。保護された場合、すぐに飼い主の元に戻れるように外から見てすぐにわかる名札やマイクロチップの埋め込みなど、身元を示すものを装着しておきましょう。







ペットの迷子対策の一例

【犬の場合】

- ・首輪と迷子札を常時装着
- ・鑑札と狂犬病予防注射済票

(飼い犬は、狂犬病予防法により鑑札の装着と年1回の予防注射 及び注射証明となる注射済票の装着が義務付けられています。)

・マイクロチップ

【猫の場合】

- ・首輪と迷子札を常時装着
- ・マイクロチップ

【その他の小動物の場合】

・動物の種類により、足環、耳標、マイクロチップ等

【マイクロチップについて】

・動物愛護法の改正により、令和4年6月1日からペットショップやブリーダーから購入の犬・猫についてはマイクロチップを装着し、国(環境省)指定のマイクロチップ情報の登録機関である日本獣医師会への登録が義務化されました。

・マイクロチップは、動物の皮下に専用注射器で挿入するため、一度装着すれば、首輪や迷子札のように外れて落ちることがなく、より確実な身元証明ができます。マイクロチップには、15桁の数字(個体識別番号)が記録され、マイクロチップリーダーをあてると、その数字が表示されデータベースと照合することで、飼い主の特定ができます。

避難所の確認、一時預け先の確保 **(4)**

・災害は、いつ起こるかわかりません。災害時に安全に避難する ことができるように、ペットの受け入れが可能な避難所の所在地 や避難ルートを確認し、ペットを連れて避難する方法を話し合っ ておきましょう。避難所でのペットの受け入れ条件や注意事項に ついて、お住まいの地域の各自主防災組織、自治会・町内会等が 作成した避難所運営マニュアルなどを確認しましょう。

また、日頃から近隣住民や飼い主同士と良好な関係を築けるよ うにコミュニケーションや飼育マナーに気を配るとともに、万が 一の際は助け合えるように防災について話し合ったり、地域の自 主防災組織の会合や防災訓練にペットとともに参加することも重 要になりますので、ぜひご参加ください。

【防災訓練、消防・防災フェア等のご案内】

逗子市公式サイト[https://www.city.zushi.kanagawa.jp] 暮らし、手続き→防災・防犯・消防→防災訓練をご覧ください。 サイト内検索→消防防災フェアで検索

・避難所での生活は、ペットにとって大きなストレスや健康面で の負担があります。避難所での最優先は、市民の救護になるため、 ペットのための十分な飼育環境の確保は難しいことから、避難所 への避難以外にも、親戚や友人、ペットを受け入れることができ る施設(ペットホテル)など一時預け先をあらかじめ探しておき ましょう。

○避難所につきましては、

「市内の指定緊急避難場所

逗子市公式サイト

・指定避難所し

【ペットの受け入れが可能な避難所】

- ① 逗子小学校(市民交流センター) 《逗子4丁目2-45》
- ② 沼間小学校 《沼間1丁目7-18》
- ③ 久木小学校 《久木2丁目1-1》
- ④ 小坪小学校 《小坪3丁目6-1》
- ⑤ 池子小学校
- をご覧ください。 《池子3丁目9-1》
- 逗子アリーナ(風水害時のみ開設) 《池子1丁目11-1》
- ※ 避難所開設時は、防災行政無線、逗子市防災・防犯 メール、逗子市公式LINE、市のホームページ等で お知らせします。

問い合わせ先:逗子市 防災安全課

⑤ 風水害、土砂災害等への備え

- ・災害時には、建物の倒壊や土砂崩れ、道路の冠水などにより、 道が通れなくなることがあります。市のホームページや津波及び 土砂災害等ハザードマップ等で避難所までの複数の経路を考えて おきましょう。
- ・自宅の防災対策として、室内飼育では家具が倒れたりケージが落下しないように固定し、屋外飼育の場合はブロック塀やガラス窓の下、倒れやすい建物等の下での飼育を避けましょう。
- ・災害の発生にペットが驚いて、首輪や鎖が切れて逃げ出さない ように定期的に点検をすることが大切です。

ペットのための災害への備えチェックリスト

しつけ	犬・猫	□ケージやキャリーバッグに慣れていますか□他人が触っても大丈夫ですか□トイレのしつけはできていますか
	犬	□吠えるのをやめさせることができますか □他の動物がいても大人しくできますか
登録・情報	犬	□畜犬登録はしていますか □畜犬登録情報に変更はないですか □犬の鑑札と狂犬病予防注射済票を装着していますか
	犬・猫	□マイクロチップを装着していますか □マイクロチップの登録情報に変更はありませんか □マイクロチップ番号はすぐにわかりますか □首輪等に迷子札(名札)を装着していますか
	犬	□狂犬病予防注射を受けていますか
健康管理	犬・猫	□既往症や服用している薬はすぐにわかりますか□各種予防接種を受けていますか□寄生虫等の予防・駆除はしてありますか□不妊・去勢手術を受けていますか□体を清潔に保つため、シャンプーやトリミング、ブラッシングはしていますか
備え	犬・猫	□ペットの災害備蓄品を準備していますか □もしもの場合の預かり先は確保してありますか
その他	その他の ペット	□犬・猫の場合に準じて、動物の特性を踏まえた備え をしていますか

(2) 災害が発生した時の対応

① 安全の確保

- ・災害発生時は、まず、自分の安全を確保しましょう。ペットを 守るためには、飼い主が無事でいることが大切です。
- ・突然の災害でペットが興奮し、普段と違う行動をしたり、不用 意に手を出すと噛まれることもあるため、飼い主が落ち着いて、 ペットに声かけし、犬であればリードを着け、猫はケージなどに 入れて、避難できるように準備しましょう。

② ペット同行避難の判断と準備

・避難の判断

災害の状況について、テレビやラジオ、防災行政無線、逗子市防災・防犯メール、逗子市公式LINE、市のホームページ等から情報を取得しましょう。

取得した情報をもとに、避難するか自宅に残るかを判断します。 自宅が危険な場合や避難指示が出ている場合は、安全なルートで 安全な場所に避難します。

・避難の準備

飛散したガラスの破片や転倒した家具により、負傷しないよう 注意して、非常持出袋や備蓄品を準備し、火災防止のため電気の ブレーカーを切り、ガスの元栓を閉めます。避難する場合、飼っ ている犬や猫などと一緒に避難する同行避難を行います。

【同行避難先について】

避難所はペットの飼育環境が十分ではないため、避難所への 避難に限らず、被災の状況により同行避難先を選択しましょう。

- □ 避難先(方法)
 - 親戚や友人等の家に避難
 - ペットを受け入れできる施設(ペットホテル等)
 - 飼い主同士でペットを預ける。
 - 在宅避難(自宅が安全な場合)
 - 車中泊避難

・ペットを車内で飼うとペットの健康を損ねる場合があり、特に温度と湿度には注意し、熱中症等に気を付けましょう。 それほど気温が高くない場合でも、日差しにより車内の 温度が高くなる恐れがありますので、ペットだけを車内に 残すのは危険です。換気や水分補給を十分に行いましょう。

・エコノミークラス症候群

人が自家用車の車内のような狭い空間で長時間動かずにいた場合、足の血流が滞り小さな血の塊ができ、その塊が肺などの血管に詰まるエコノミークラス症候群になる危険性があります。定期的に車外で運動したり、水分をこまめにとって血流を良くすることが大切です。

■ ペット受け入れ可能な避難所

③ ペットとの同行避難

【犬の場合】

- ・リード(伸縮しないもの)を着け、首輪が緩んでいないか点検し、鑑札、狂犬病予防注射済票、迷子札を装着しているか確認し、避難所へ避難する場合は、ケージを準備します。
- ・小型犬等は、リードを着けた上で、キャリーバッグに入れます。

【猫の場合】

- ・首輪、迷子札等の装着を確認し、キャリーバッグやケージに入れます。
- ・キャリーバッグの扉が開かないように、ガムテープなどで固定します。
- ·猫が安心するように布などで包み、視界を遮り暗くしま しょう。
- ・避難の際は、リードを離さないようにしっかり持ち、 キャリーバッグやケージをしっかり抱えて、切れた電線や 倒壊家屋等、足元や頭上に気を付けて避難しましょう。

2 避難所での生活

(1) 同行避難者への対応

ペット同行避難の場合は、避難所の受付で「受け入れ条件」の確認を受けた後、受け入れ可能な場合は、「ペット同行避難者受付用紙」を記入する必要があります。

① ペット受け入れの条件

【受け入れできるペット】

犬、猫、小鳥、その他の小動物(人に危害を加えない) 【受け入れの条件】

- 飼い主がケージ、キャリーバッグ等を用意している こと。(伸縮しないリード・首輪等を含む)
- 餌や水などを用意しており、餌やりや糞尿の始末は 飼い主自身が行うこと。
- 基本的なしつけができていること。 無駄吠えしない、飼い主の指示に従う等
- 人獣への感染症がなく、寄生虫などがいないこと。
- 〇 犬については、狂犬病予防注射済票があること。

ペット同行避難者受付用紙の一例

管理番号	

飼い主記入欄:太枠の中を記入してください。

	氏	名					
飼い主	住	所					
	電話	番号					
	動 (種	物 類)	犬・猫・その他((種類:)	性別	オス・メス・不明	
	動物の名前				年齢		
	体	格	特大・大・中・小	Kg	毛色		
ペット	ワクチンの		接種済 · 未接種 · 不明				
	接種状況	※ワクチン種類(
			犬の登録	有	有·無		
	犬の場合	狂犬病予防注射	接	接種済 : 未接種			
			鑑札番号				
	犬・	猫等	マイクロチップ番号				
・ ペット受け入れの条件 チェック欄			□ケージ(キャリーバッグ)やリードを用意しています。				
			□餌や水を持参しており、餌や糞尿の始末は飼い主で行います。				
		- 5 11	□ペット(犬等)は、基本的なしつけができており、飼い主の				
		の条件	指示に従えます。				
			□犬について、狂犬病予防注射済票を持参しています。				
			□避難所担当の市の職員及び避難所運営委員会管理者の指示や				
			決定した事項、避難所の飼育ルール等に従います。				

受付記入欄

避難所名		
入所年月日	退所年月日	

② ペット受け入れの指定スペース

ペットの避難スペースは、人の避難スペースから離れた施設の一画にペットが雨風の当たらない場所を指定しており、ケージ及びキャリーバッグにより飼育することになります。

【ペット避難スペースについて】

- 人の避難スペースと分けます。 動物が苦手な人や動物アレルギーがある人などに配 慮するため、居住スペースを分ける必要があります。
- 人の避難スペースから離れた場所に設定 動物由来の感染症の発生の恐れがあり、鳴き声や臭 いによるトラブルが発生する可能性があるためです。
- できる限りペットを種類、大きさ、性別で分けます。 ペットのストレスを軽減し、飼育時に管理しやすく するためです。
- 場所の設定 軒下などの屋根がある場所で、日差しや雨風が当た らないように配慮します。
- 飼育ルールの周知 許可なく食べ物をあげてしまったり、咬まれるなど の事故を防止するため、掲示物等により飼い主以外の 避難者に周知します。

(2) 飼い主の行動と責任

避難所において、ペットの受け入れが円滑に行われるためには、 飼い主が避難所での飼育ルールを守り、飼育管理を行うことが必要 になります。また、掲示等により飼い主以外の避難者に周知します。

① 他の避難者への配慮

これまでに発生した災害では、避難所生活においてペットが 心の安らぎになったということもありますが、ペットによる咬 傷、鳴き声の苦情、糞尿や体毛の処理などの衛生面のトラブル も発生しています。

避難所では、ペットの世話や餌・水の確保、飼育場所の管理、 排せつ物等の処理、ペットに関するトラブルの解決は全て飼い 主の責任で行うことになります。

【ペットの健康管理】

災害時は、人もペットも多大なストレスによる免疫力の低下 や衛生的な生活が難しい場合があるため、体調を崩したり病気 になりやすくなります。ペットの体調に気を配り、不安を取り 除くように接しましょう。



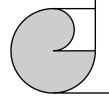
【避難所の飼育ルールの一例】



≪ペット同行避難の飼い主の皆様へ≫

避難所には、多くの人が避難して共同生活をしています ので、人と動物が円滑に避難生活ができるように、飼い主 は次の飼育ルールを守ってください。

- 避難所では、ペットより人が優先であることを理解し、他の避難者に迷惑がかからないよう配慮してください。
- ② ペットは指定された場所(ペット避難スペース)で、 ケージやキャリーバッグ等の中で飼育してください。
- ❸ ペットのケージ等や首輪に飼い主の名前を書く等、 誰がペットの所有者であるか、わかるようにしてくだ さい。
- ④ 飼い主が責任をもって、ペットの飼育管理(餌やりや排せつ物の始末、ペットスペースの清掃等)を行ってください。排せつ物等(ペットシーツ、猫砂などのゴミ)は、ビニール袋に入れて、避難所内の決められた場所に捨てること。
- 毎 避難所内で、ペットの苦情やトラブルが生じた場合は、飼い主が責任をもって対応してください。
- ⑥ 避難所での生活は、ペットにとって大きなストレスになりますので、状況が落ち着きましたら友人や親戚の家に預けることも検討してください。



【飼い主同士の協力】

飼い主同士が協力し、役割分担を行いながら、避難所でのペットの飼育を行い、持病や災害での負傷などでペットの世話をすることができない飼い主がいる場合は、他の飼い主で協力して飼育を行いましょう。

避難生活が長期化する場合は、避難所の飼い主で「避難所飼い主の会」を発足させ、避難所運営委員との連絡、調整、ペットのトラブルの解決、飼育ルールの確認や周知、当番制での飼育スペースの清掃、餌やペット用品の調達などを分担して行うことが必要になります。

3 災害時のペットの支援体制

(1) 動物救護活動

【連絡先】

- 犬の登録、狂犬病予防、犬・猫へのマイクロチップ装着 等と湘南獣医師会、神奈川県動物救護本部との連絡調整
 - · 逗子市 国保健康課 046-873-1111
- 犬・猫の飼育に関するご相談
 - ·神奈川県鎌倉保健福祉事務所環境衛生課 0467-24-3900(代表)
- 災害時のペット相談
 - ・リッキー動物病院 046-872-1522
 - ・湘南獣医師会 会員の病院



※ 神奈川県とペット支援関連会社との協定により、本市を通じて 避難所に対するペット用物資を要請することができます。

(2) 迷子のペットについて

災害時に飼い主のもとを離れ、行方不明になってしまったペット については、次の機関等に問い合わせしましょう。

【連絡先】

- · 逗子警察署 生活安全課 046-871-0110 (代表)
- ・神奈川県動物愛護センター 0463-58-3411
- ·逗子市 国保健康課 046-873-1111
- · 神奈川県鎌倉保健福祉事務所 環境衛生課 0467-24-3900 (代表)



(3) ボランティアとの連携

市内で大規模な災害が発生した場合、逗子災害救援ボランティアセンターと連携し、ペットに関するボランティア活動を行うことができる人の確保に努めます。

😘 逗子市ペット同行避難ガイドライン 🈘

発 行 日:令和6年(2024年)9月

改 訂:令和7年(2025年)9月

編集・発行:逗子市 防災安全課【避難所に関すること】

逗子市 国保健康課【ペットに関すること】

連 絡 先:046-873-1111(代表)